

令和7年度 低圧電気取扱い業務特別教育ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会山形県支部

登録番号：T5010405001851

TEL 山形県支部：023-642-3033

技能安全センター：0237-83-2211

労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第4項）に基づき、事業者は感電などの災害を防止するため、「**低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務**」に従事させるときは、低圧電気取扱特別教育修了者を就かせなければなりません。

また、経済産業省の資格である第2種電気工事士の資格を取得していても、低圧電気取扱い業務などに就く場合は、必ず労働安全衛生法で定める標記の特別教育の修了が必要です。

このたび、建災防が事業者になわって、標記の特別教育を下記のとおり開催いたしますので、作業員を含め関係者をもれなく受講させ安全作業の遂行と、法令違反とならないようお願いいたします。

※ 労働安全衛生規則抜粋

(特別教育を必要とする業務の規定)

第36条4項 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
低圧(直流の場合は750ボルト以下、交流の場合は600ボルト以下)の充電電路の敷設若しくは修理の業務または配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務

1 講習日時【学科・実技日程】

日 程 (学科・実技)	講習会場
令和7年 12月 9日 (火) 8:20~17:45	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL：0237-83-2211

注意事項 ①実技ができる服装でおいで下さい。(長袖・長ズボン又は作業用つなぎとなります)
②電気用ヘルメットは各自で準備してください。(無い場合はこちらで貸出します。)

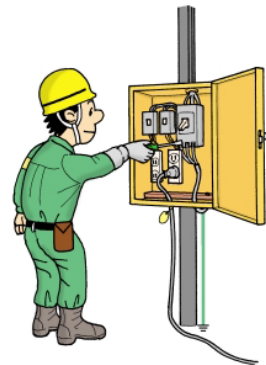
【講習カリキュラム】

(学 科)

- | | |
|---------------------|-----|
| ①低圧の電気に関する基礎知識 | 1時間 |
| ②低圧の電気設備に関する基礎知識 | 2時間 |
| ③低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 | 1時間 |
| ④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 2時間 |
| ⑤関係法令 | 1時間 |

(実 技)

- | | |
|---------------------|-------|
| ⑥低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 1時間以上 |
|---------------------|-------|
- (充電部が露出している開閉器の操作方法)



※ 低圧電気取扱業務特別教育の学科及び実技の教育内容と教育時間は、安全衛生特別教育規程第6条により上記のとおりとなっております。

発行される修了証は「開閉器の操作の業務のみを行う者」に限定された修了証となります。

2 受講対象者 満18才以上ならどなたでも受講できます。

3 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区 分	一 般	建災防会員 (会員には受講料2,500円補助)
受講料・教材費	受講料 10,150円 教材費 1,210円	受講料 7,650円 教材費 1,210円
	合 計 11,360円	合 計 8,860円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 受講申込先・手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員（50名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。
(土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237（83）2211 FAX：0237(83)2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通N〇. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通N〇. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

5 修了証

所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

（注意）発行される修了証は「開閉器の操作の業務のみを行う者」に限定された修了証となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「特別教育 統合修了証」を発行します。

○建災防山形県支部発行の「特別教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。

※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。

※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

6 その他注意事項

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 受講者は8時15分まで集合し受付に受講票を提示してください。
- ③ 遅刻した場合は受講できません。
- ④ 受講料納入後、学科講習日の5日前(土、日、祝日を除く)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索

CLICK!